

コーポレート・ガバナンス報告書

会社名 株式会社 H. K. K インベストメント

代表者名 代表取締役社長 工藤 秀一

問合せ先 取締役管理部長 岩根 宏征

T E L 06-6451-6971

U R L <https://hkk-inv.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、不動産関連事業を通じて、顧客、取引先、株主、従業員その他すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、経営の健全性、効率性及び透明性を確保すべく、経営管理体制及び内部管理体制の強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
工藤 秀一	193, 200	100. 00

支配株主名	工藤 秀一
-------	-------

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	2 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、現時点において支配株主との取引はありませんが、今後取引を行う場合には、少数株主保護の観点から、その必要性及び合理性並びに取引条件の妥当性について十分に検討いたします。

また、当該取引は一般の取引条件と同様の適切な条件によることを基本とし、関連法令及び社内規程に基づき、取締役会において十分な審議を行うなど、意思決定の公正性及び透明性の確保に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上6名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	-

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堺 義高	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堺 義高	-	-	不動産流通事業に長年携わっており豊富な経験と高い見識がある

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、監査法人及び内部監査担当は、監査計画、監査結果、内部統制の整備・運用状況等について、定期的に三様監査連絡会を開催し、情報共有及び意見交換を行うなど、相互に連携を図っております。 また、監査役は、内部監査担当及び監査法人から監査の実施状況及び監査結果について適宜報告を受けるとともに、必要に応じて意見交換を実施しております。内部監査担当と監査法人は、監査上の課題及び内部統制の運用状況について情報共有を行い、監査の実効性及び内部統制の有効性に努めております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	-

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塚本 純久	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚本 純久	-	-	公認会計士として上場企業や上場準備企業等の監査業務に携わっており、適正な監査を実施可能な経験と専門性を有する

【独立役員関係】

独立役員の人数	-
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	該当なし
-----------------	------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、議案内容や取締役会資料を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会 当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されております。 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき、経営方針、事業計画、重要な業務執行、重要な財産の取得・処分、重要な契約、組織及び人事、規程の制定・改廃その他経営上の重要事項について審議・決議するとともに、取締役の職務執行を監督しております。 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、各取締役は、担当業務の執行状況及び重要事項を取締役会に報告し、取締役相互の情報共有及び監督機能の強化に努めております。 2) 監査役及び社外役員 当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名を選任しております。また、取締役会の監督機能及び意思決定の客観性・透明性を高めるため、社外取締役1名を選任しております。 監査役は、「監査役監査規程」及び監査計画に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席、重要書類の閲覧並びに取締役及び使用人からの報告聴取等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会において、独立した立場から必要に応じて意見を述べております。 さらに、監査役は、代表取締役、内部監査担当及び監査法人と定期的に情報交換を行い、監査上の重要事項、内部統制上の課題及びその改善状況について共有することにより、監査の実効性の向上に努めております。 社外取締役は、独立した立場から経営に対する助言及び監督を行い、取締役会における意思決定の客観性及び透明性の向上に寄与しております。 当社は、社外役員の選任にあたり、会社経営、法務、会計、労務、コンプライアンスその他の専門的知見及び経験を有し、当社の経営に対して客観的かつ中立的な立場から監督又は監査を行うことができる者を選任する方針としております。 なお、当社は、社外役員の独立性に関する特段の基準又は方針を定めておりませんが、選任に際しては、当社との人的関係、資金的関係、取引関係その他の利害関係を総合的に勘案し、客観的かつ中立的な監督又は監査機能が十分に発揮されるよう留意しております。
--

3) コンプライアンス委員会

当社は、法令遵守、企業倫理の徹底、リスク管理及び内部管理体制の強化を目的として、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、法令違反、不正行為、ハラスメント、反社会的勢力への対応、情報管理、内部通報その他コンプライアンス上の重要事項について協議・検討し、必要に応じて取締役会又は代表取締役に報告する体制としております。

また、重要な法務、労務、会計、税務その他専門的判断を要する事項については、弁護士、社会保険労務士、会計事務所その他の外部専門家から助言を受け、適切な対応に努めております。

4) 経営会議

当社は、業務執行上の重要事項を協議し、取締役会への上程事項及び各部門における課題を整理するため、経営会議を設置しております。

経営会議は、代表取締役、取締役、各部門責任者その他代表取締役が指名する者により構成され、事業計画の進捗、予算実績、重要案件、リスク・コンプライアンス上の課題、内部管理体制の整備状況等について報告及び協議を行っております。

なお、経営会議は業務執行上の協議・報告機関であり、法令、定款又は社内規程上、取締役会で決議すべき事項については、取締役会に上程し、取締役会の決議を経ることとしております。

5) 内部監査

当社は、内部監査担当を設置し、「内部監査規程」及び内部監査計画に基づき、各部門の業務運営、法令・社内規程の遵守状況、職務権限及び業務分掌の運用状況、会計処理及び資産管理の状況等について内部監査を実施しております。

内部監査の結果は、代表取締役及び監査役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門に対して改善指示を行い、その後の改善状況を継続的に確認しております。

また、内部監査担当は、監査役及び監査法人と適宜情報共有及び意見交換を行い、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携を図ることにより、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

6) 会計監査

当社は、あやめ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査を受けております。

2026年2月期において監査業務を執行した公認会計士は代表社員余野憲司氏及び社員大久保幸治氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務に従事した補助者は、公認会計士4名、その他1名であります。

当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容、事業規模及び組織体制に鑑み、迅速な意思決定による業務執行と、取締役会、監査役及び内部監査担当による監督・監査機能との均衡が図られた現行のコーポレート・ガバナンス体制が、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するうえで最適であると考えております。

また、経営会議及びコンプライアンス委員会を設置するとともに、重要事項の事前協議、リスク管理及びコンプライアンス体制の強化を図るとともに、監査法人による適時適切な監査を受けることにより、財務報告の信頼性の確保及び内部管理体制の充実に努めております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案を十分に検討する時間を確保するため、法令に定める期限より早期に発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討すべき事項であると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。将来的に外国人株主の増加や海外投資家からの出資が見込まれる場合には、必要に応じて英文要約の作成・提供を検討します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項であると考えております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資	現時点では実施しておりません。	なし

家向けに定期的説明会を実施		
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	ウェブサイト上に IR ページを作成し、決算概要・適時開示資料等の掲載を拡充予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株式取扱規程・インサイダー取引防止規程等社内規程を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき課題であると認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求には断固として応じないことを基本方針としております。 この基本方針に基づき、「反社会的勢力対応規程」等の社内規程を整備するとともに、反社会的勢力への対応方法を定めたマニュアルを策定し、役職員への周知を図っております。 また、新規取引開始時には反社会的勢力との関係の有無について調査を実施するとともに、必要

に応じて既存取引先についても継続的な確認を行っております。取引先の調査に当たっては、反社会的勢力情報データベース等を活用するとともに、契約締結時には暴力団排除条項を設けるなど、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

さらに、不当要求等が発生した場合には、速やかに関係部署及びコンプライアンス委員会へ報告するとともに、警察、顧問弁護士その他の外部専門機関と連携し、組織的に対応する体制を整備しております。

V. その他

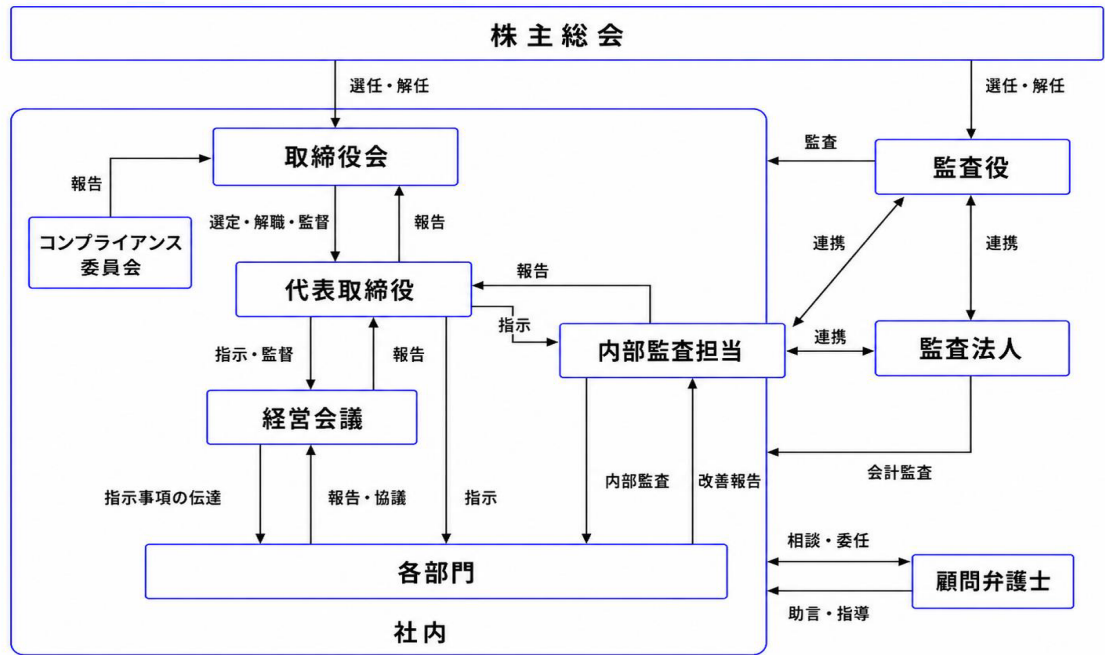
1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入の有無	なし
---------------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

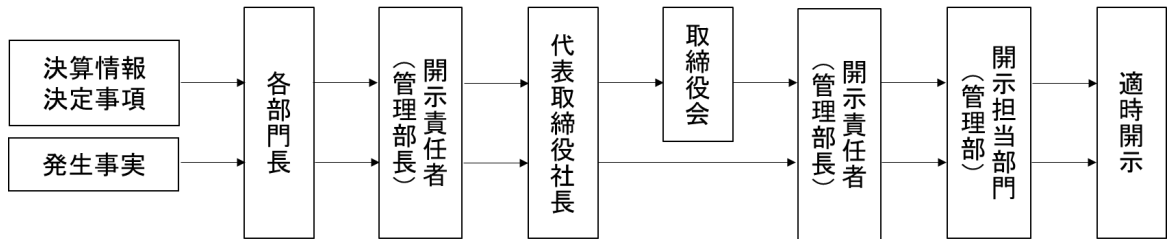
当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示手続きに関する模式図を参考資料として、以下添付しております。

【模式図(参考資料)】



※経営会議は、取締役会への上程事項及び各部門の課題等を協議する機関であり、決議機関ではありません。

【適時開示体制の概要（模式図）】



以上